

## 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区における届出規模について

## ◆建築物及び工作物（景観法及び都市景観条例）◆ 届出の対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	行為に係る部分の床面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	高さが 3mを超えるもの
外観、色彩の変更	上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

## ◆屋外広告物（都市景観条例）◆ 届出の対象となる規模

行 為	新 設	変 更
広告物の表示若しくは変更 又は、 広告物を掲出する物件の設置	高さが 4mを超えるもの又は、表示面積の合計が 1 m <sup>2</sup> を超えるもの	変更するものの高さが 4mを超えるもの又は、変更する部分の表示面積の合計が 1 m <sup>2</sup> を超えるもの